



TOKIO MARINE
NICHIDO

2014年7月1日
以降始期用

労働災害総合保険 の約款

労働災害総合保険普通保険約款、 特約条項

ご契約者の皆様へ

このたびは弊社の労働災害総合保険をご契約いただきありがとうございますございました。厚く御礼申し上げます。

保険証券ができあがりしましたので、労働災害総合保険の約款とともにお届け申し上げます。内容をご確認のうえお受け取りください。ご契約者と被保険者が異なる場合は、内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。弊社は、親切丁寧なサービスと万一の際の迅速公正なお支払いをモットーとし、全国ネットワークのオンライン・サービスにより、広く皆様のご愛顧をたまわっております。

今後とも、東京海上日動の保険をぜひご愛用くださいますようお願い申し上げます。

事故受付
サービス

安心電話待機中!

東京海上日動安心110番



1 1 0

「フリーダイヤル」
☎0120-119-110

特にご注意いただきたいこと

お手元にお届けした保険証券の記載内容についてご確認ください。内容に事実と異なる点、お申し込みいただいた契約内容と異なる点等がございましたら、ご契約の代理店または東京海上日動（以下「弊社」といいます。）までお知らせください。保険証券の記載内容と事実が相違している場合、保険金のお支払いができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こったときの手続き

事故が発生した場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

- 受付時間：24時間365日
- ご連絡先：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番—110番”
(携帯電話・PHS・衛星電話からもご利用いただけます)
※ご連絡をいただく際には必ず証券番号をお手元にご用意ください。

●事故の受付・ご相談

事故のご連絡・ご相談をフリーダイヤルにて承ります。

いざというとき、全国どこからでもご利用いただけます。

〈目 次〉

1. ご契約後、次のことにご注意ください	2
2. 約款の構成	2
3. 労働災害総合保険普通保険約款	3
第1章 法定外補償条項	3
第2章 使用者賠償責任条項	4
第3章 基本条項	7
4. 特約条項	16
・建設関係事業用特約条項	16
・有期事業個別契約用特約条項	17
・船員用特約条項	18
・戦争危険等免責に関する一部修正特約条項	18
・職業性疾病の定義に関する特約条項	19
・石綿損害等不担保特約条項	19
・通勤災害担保特約条項	20
・通勤災害担保特約条項（使用者賠償責任保険用）	20
・災害付帯費用担保特約条項（基本型）	21
・災害付帯費用担保特約条項（増額型）	22
・下請負人被用者担保特約条項（継続事業用）	23
・職業性疾病担保特約条項	23
・休業補償保険金支払条件変更特約条項	24
・海外危険担保特約条項	25
・条件付戦争危険担保特約条項	25
・船員職務外災害担保特約条項	27
・使用者賠償責任保険死亡および 後遺障害上位等級のみ担保特約条項	27
・特別加入者担保特約条項	28
・退職者加算特約条項	29
・保険料不精算特約条項	30
・保険料分割払特約条項（大口用）	32
・共同保険に関する特約条項	34
〈ご利用いただけるサービス〉	36

1. ご契約後、次のことにご注意ください

(1) 保険証券は大切に保存してください。

保険証券は、お客様のご契約内容を記載したものです。保険金のご請求時の立書書類であり、保険証券を紛失等された場合は保険金をお支払いできないことがありますので、内容をご確認のうえ大切に保存してください。

(2) ご契約後に保険証券・明細書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご契約の代理店または弊社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。

通知義務の対象ではありませんが、ご契約者の住所等を変更した場合にも、ご契約の代理店または弊社にご連絡ください。

(3) 責任保険（使用者賠償責任保険）において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が弊社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。

「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。

被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、弊社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、弊社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ① 被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、弊社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

(4) ご契約者と被保険者が異なる場合は、ご契約の内容を被保険者の方にご説明いただきますようお願い申し上げます。

なお、約款集が必要な場合は、ご遠慮なく代理店または弊社までお申し付けください。

2. 約款の構成

- 法定外補償保険には、普通保険約款の次の条項が適用されます。
第1章法定外補償条項＋第3章基本条項
- 使用者賠償責任保険には、普通保険約款の次の条項が適用されます。
第2章使用者賠償責任条項＋第3章基本条項
- 契約ごとに任意に適用される主な特約条項には次のものがあります。

業務災害にあわせて通勤災害も補償する場合	➡	通勤災害担保特約条項
見舞金・香典・通信費等の費用を補償する場合	➡	災害付帯費用担保特約条項
職業性疾病を補償する場合	➡	職業性疾病担保特約条項
海外駐在員、海外建設工事の労働者等の災害を補償する場合	➡	海外危険担保特約条項
保険料を分割して払い込む場合	➡	保険料分割払特約条項（大口用）

等

3. 労働災害総合保険普通保険約款

〈ご説明〉

保険証券または明細書の契約種類欄の表示に従い、下表の約款が適用されます。

保険証券または明細書の契約種類欄	適用される約款
①コード「56」名称「法定外定額」またはコード「57」名称「法定外定率」と表示されている場合 ②「法定外補償定額方式」または「法定外補償定率方式」に○印が付されている場合	第1章法定外補償条項および第3章基本条項(ただし、第21条(1)②および第25条等使用者賠償責任保険のみに適用される規定を除きます。)
③コード「55」名称「使用者賠償」と表示されている場合 ④「使用者賠償」に○印が付されている場合	第2章使用者賠償責任条項および第3章基本条項(ただし、第21条(1)①および第24条等法定外補償保険のみに適用される規定を除きます。)

第1章 法定外補償条項

第1条（保険金を支払う場合－その1）

(1) 当社は、保険証券記載の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、次のいずれかの金額を、保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金または休業補償保険金をいいます。以下本章において同様とします。）として被保険者に支払います。

- ① 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額のうち、保険証券に記載された保険金額
- ② 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被保険者が被用者またはその遺族に支払うものとして保険証券に記載された保険金額

(2) (1) の保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとし、保険金額における身体の障害区分については、労災保険法等による決定に従うものとしします。

第2条（保険金を支払う場合－その2）

(1) 同一の被用者が被った身体の障害について当社が支払う休業補償保険金は、1,092日分を限度とし、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金と重複して合算して支払います。

(2) 同一の被用者が被った身体の障害について当社が支払う死亡補償保険金および後遺障害補償保険金は、重複しては支払わず、いずれか高い金額を限度とします。

第3条（被用者への支払義務）

(1) 被保険者は、第1条（保険金を支払う場合－その1）により受領した保険金の全額を、被用者またはその遺族に支払わなければなりません。

(2) (1) の規定に違反した場合は、被保険者は、既に受領した保険金のうち被用者またはその遺族に支払われなかった金額を当社に返還しなければなりません。

第4条（保険金を支払わない場合－その1）

(1) 当社は、次の事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）については、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。）またはこれらの事業場の責任者の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波

- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - ④ 核燃料物質もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性。核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (2) 当社は、次の身体の障害については、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
 - ② 風土病による身体の障害
 - ③ 職業性疾病による身体の障害

第5条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当社は、次の身体の障害については、保険金を支払いません。
- ① 被用者の故意または重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
 - ② 被用者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に、その被用者本人が被った身体の障害
 - ③ 被用者の故意による犯罪行為によって、その被用者本人が被った身体の障害
- (2) 当社は、休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する法定外補償金については、保険金を支払いません。

第2章 使用者賠償責任条項

第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）

- (1) 当社は、被保険者の被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額（以下「損害賠償責任額」といいます。）が次の金額の合算額を超える場合に限り、その超過額（以下「正味損害賠償金額」といいます。）に対して、賠償保険金を支払います。
- ① 労災保険法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」を含みません。）
 - ② 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険契約（責任共済契約を含みます。）または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額
 - ③ 次のいずれかの金額
 - ア. 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額
 - イ. 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、第1章法定外補償条項により支払われる保険金の額（同一の被保険者について他の労働災害総合保険契約が締結されている場合は、その保険契約の第1章法定外補償条項により支払われる金額を含みます。）
- (2) (1) の賠償保険金の支払は、労災保険法等によって給付が決定された場合に限るものとします。

第2条（保険金を支払う場合－費用）

当社は、前条の身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任の解決のために支出する次の費用を、費用保険金として被保険者に支払います。

- ① 被保険者が当社の書面による同意を得て支出した訴訟、和解、調停または仲裁に要した費用（弁

護士報酬を含みます。)

- ② 被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した示談交渉に要した費用
- ③ 被保険者が他人から損害の賠償を受けることができる場合において、第3章基本条項第19条（災害の発生）（1）④の規定により、その権利の保全または行使に必要な手続を講じるために当会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
- ④ 第3章基本条項第20条（損害賠償請求解決のための協力）（1）の規定により被保険者が当会社の要求に従い、協力するために要した費用

第3条（責任の限度）

- （1）当会社が、被保険者に賠償保険金として支払う正味損害賠償金額は、1回の災害について保険証券記載の免責金額を超える部分とし、かつ保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。
- （2）当会社が、被保険者に費用保険金として支払う費用は、その全額とします。ただし、前条①および②の費用については、正味損害賠償金額が保険証券記載の1回の災害に適用する支払限度額を超える場合は、当会社は、次の算式により算出される金額のみに対して、保険金を支払います。

保険金の額	=	前条①および② の費用の合計額	×	$\frac{\text{支払限度額}}{\text{正味損害賠償金額}}$
-------	---	--------------------	---	--

- （3）（1）または（2）の規定中「1回の災害」とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいい、その最初の災害が発生した時にすべての災害が発生したものとみなします。

第4条（年金給付の場合の調整）

労災保険法等により給付される額が年金をもって定められている場合は、その年金部分については、次のいずれかに該当する額をもって、第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）（1）①の金額とします。ただし、労災保険法等の受給権者が受給すべき年金の総額から次の金額を控除した残額の全部または一部が被保険者の損害賠償の履行にあたり考慮された場合は、その考慮された部分に相当する年金の額を次の①または②に加算した額をもって第1条（1）①の金額とします。

- ① 労災保険法等の受給権者がその年金にかかる前払一時金（以下「前払一時金」といいます。）の給付を請求することができる場合は、被保険者の損害賠償責任額が確定した時に、被保険者が労災保険法等により損害賠償の履行を猶予されている金額および年金または前払一時金の支給により損害賠償の責めを免れた金額の合計額
- ② ①以外の場合においては、労災保険法等の受給権者が、被保険者の損害賠償責任額が確定した時までに既に受領した年金の総額

第5条（保険金を支払わない場合－その1）

- （1）当会社は、次の事由によって被用者が被った身体の障害（これらの事由がなければ発生または拡大しなかった身体の障害を含みます。）については、保険金（賠償保険金または費用保険金をいいます。以下本章において同様とします。）を支払いません。

- ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関とします。）またはこれらの事業場の責任者の故意
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著

しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。)

- ④ 核燃料物質もしくはこれによって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性。核燃料物質には、使用済燃料を含みます。
- (2) 当社は、次の身体の障害については、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
 - ② 風土病による身体の障害
 - ③ 職業性疾病による身体の障害

第6条（保険金を支払わない場合－その2）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する損害賠償金または費用については、保険金を支払いません。
- ① 被保険者と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合は、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金または費用
 - ② 被保険者が個人の場合は、その被保険者と住居および生計をともしする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
- (2) 当社は、休業補償または傷病手当について労働基準法または船員法が定める補償対象期間の最初の3日までの休業に対する損害賠償金については、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収を行うことにより、被保険者が負担する金額については、保険金を支払いません。

第7条（先取特権－損害賠償金）

- (1) 第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）の身体の障害につき被保険者に対して損害賠償請求権を有する者（以下「損害賠償請求権者」といいます。）は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（第1条の損害に対するものに限ります。以下この条において同様とします。）について先取特権を有します。
- (2) 当社が第1条の損害に対して保険金を支払うのは、次のいずれかに該当する場合に限り、
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して賠償債務を弁済した後に、当社から被保険者に支払う場合（被保険者が賠償した金額を限度とします。）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して賠償債務を弁済する前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して賠償債務を弁済する前に、損害賠償請求権者が被保険者の当会社に対する保険金請求権についての先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対して賠償債務を弁済する前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
- (3) 保険金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権を質権の目的とし、または(2)③の場合を除き、差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

第3章 基本条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
労災保険法等	労働者災害補償保険法または船員保険法その他の日本国の労働災害補償法令をいいます。
身体の障害	傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害（身体の一部を失い、またはその機能に重大な影響を永久に残した状態をいいます。）または死亡を含みます。
災害	被用者が、業務上の事由によって被った身体の障害をいいます。
職業性疾病	労働基準法施行規則第35条に列挙されている疾病のうち、被用者が長期間にわたり業務に従事することにより、有害作用が蓄積し、発病したことが明白なものをいいます。
法定外補償規定	被用者に対し、労災保険法等の給付のほかに一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規程等をいいます。
賃金	労働の対価として被用者が受ける賃金、給料、手当、賞与その他金銭をいいます。
賃金総額	労働保険の保険料の徴収等に関する法律が定める賃金総額をいいます。ただし、船員保険法によって給付がなされる被用者については同法が定める標準報酬月額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。
平均賃金	労働者災害補償保険法適用事業については、同法が定める給付基礎日額をいいます。ただし、船員保険法によって給付がなされる被用者については、同法が定める標準報酬日額をいいます。
被用者	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。
平均被用者数	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算定された人数をいいます。
暫定保険料	① 保険料が賃金を基礎とする場合は、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対して保険期間中に支払う賃金総額の見込額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。 ② 保険料が被用者数を基礎とする場合は、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する保険期間中の平均被用者数の見込数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。
他の保険契約等	第1章法定外補償条項または第2章使用者賠償責任条項によって保険金を支払うべき身体の障害について、保険金を支払うべき同種の他の保険契約または共済契約をいいます。

第2条（保険責任の始期および終期）

- （1）当会社の保険責任は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）の初日の午後4時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。
- （2）（1）の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- （3）当会社は、身体の障害が（1）の保険期間中に生じた場合に限り、保険金（第1章法定外補償条項および第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。以下本章において同様とします。）を支払います。
- （4）保険期間が始まった後でも、当会社は、暫定保険料領収前に生じた身体の障害による損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条（保険責任のおよぶ範囲）

当会社は、保険証券に別段の記載のないかぎり、被保険者が労災保険法等の施行地内において行う事

業に従事する被用者の身体の障害についてのみ保険金を支払います。

第4条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、危険（損害の発生の可能性をいいます。以下同様とします。）に関する重要な事項のうち、保険契約申込書その他の書類の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの（他の保険契約等に関する事項を含みます。以下「告知事項」といいます。）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が告知事項について故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合（当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。）
 - ③ 保険契約者または被保険者が身体の障害による損害の発生前に告知事項につき書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
- (4) (2)の規定による解除が身体の障害による損害の発生後になされた場合であっても、第13条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した身体の障害による損害には適用しません。

第5条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、保険契約申込書その他の書類の記載事項の内容に変更を生じさせる事実（保険契約申込書その他の書類の記載事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、当社に申し出る必要はありません。
- (2) (1)の事実がある場合（(4)ただし書の規定に該当する場合を除きます。）は、当社は、その事実について変更依頼書を受領したかどうかにかかわらず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)に規定する手続を怠った場合は、当社は、(1)の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が変更依頼書を受領するまでの間に生じた身体の障害による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、(1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料率が変更前の保険料率より高くならなかったときを除きます。
- (5) (4)の規定は、(1)の事実に基づかずに発生した身体の障害による損害には適用しません。

第6条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨

を当会社に通知しなければなりません。

第7条（災害の防止）

保険契約者または被保険者は、自己の費用で労働基準法等に定める安全および衛生に関する規定ならびにその他災害の防止に関する法令を守らなければなりません。

第8条（調査）

- （1）当会社は、保険期間中いつでも保険契約者または被保険者の事業場、災害防止のための安全衛生に関する施設および労働条件等の調査を行い、かつ、その不備の改善を保険契約者または被保険者に請求することができます。
- （2）当会社が（1）の調査を行う場合、保険契約者または被保険者は、当会社が要求する報告および協力を行わなければなりません。

第9条（保険契約の無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。

第10条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第11条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第12条（重大事由による解除）

- （1）当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。なお、暴力団員には、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。以下同様とします。）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- （2）当会社は、被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。）を解除することができます。

- (3) (1) または (2) の規定による解除が身体の障害の発生後になされた場合であっても、(1) ①から④までの事由または (2) の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した身体の障害による損害に対しては、次条の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が (1) ③アからオまでのいずれかに該当することにより (1) または (2) の規定による解除がなされた場合は、(3) の規定は、次の損害については適用しません。
- ① (1) ③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② (1) ③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた賠償保険金の損害

第13条 (保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条 (保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)

- (1) 第4条 (告知義務) (1) により告げられた内容が事実と異なる場合 (同条 (2) の規定による解除がなされた場合を除きます。) において、暫定保険料の保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第5条 (通知義務) (1) の事実が生じた場合 (同条 (2) の規定による解除がなされた場合を除きます。) において、暫定保険料の保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間 (その事実が生じた時以降の期間をいいます。) に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 保険契約者が (1) または (2) の規定による追加保険料の支払を怠った場合 (当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。) は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1) または (2) の規定による追加保険料を請求する場合において、(3) の規定により当会社がこの保険契約を解除することができるときは、当会社は、保険金を支払いません (既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。)。ただし、第5条 (1) の事実が生じた場合において、その事実が生じた時より前に発生した身体の障害による損害については、この規定を適用しません。
- (5) (1) および (2) に規定する場合のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知して承認を請求し、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間 (条件を変更する時以降の期間をいいます。) に対する保険料を返還または請求します。
- (6) (5) の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた身体の障害による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第15条 (保険料の精算)

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は保険期間中および保険期間終了後1年間は、いつでも、保険料を算出するために必要と認める保険契約者または被保険者の書類、帳簿等を閲覧することができます。
- (3) 当会社は、(1) および (2) の資料、書類、帳簿等に基づき、確定された保険期間中の賃金総額、または平均被用者数に所定の保険料率を適用して算出された保険料 (保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。) と既に払い込まれた暫定保険料に過不足あるときは、その差額を精算します。

第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）

- (1) 第9条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効した場合は、当会社は、未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条（保険料の返還－取消しの場合）

第10条（保険契約の取消し）の規定により当会社が保険契約を取り消した場合は、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

第18条（保険料の返還－解除の場合）

- (1) 第4条（告知義務）(2)、第5条（通知義務）(2)、第12条（重大事由による解除）(1)または第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)の規定により当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、第15条（保険料の精算）(3)に定める精算は、次の①または②の規定に従うものとします。
 - ① 保険料が賃金を基礎とする場合において、既経過期間中に保険証券記載の事業場のすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算します。
 - ② 保険料が被用者数を基礎とする場合において、既経過期間中に保険証券記載の事業場の平均被用者数に基づき既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料（保険証券記載の最低保険料に達しないときは最低保険料とします。）と既に払い込まれた暫定保険料に過不足があるときは、その差額を精算します。

第19条（災害の発生）

- (1) 災害が発生したことを保険契約者または被保険者が知った場合は、保険契約者または被保険者は、次の①から⑥までに規定するすべての事項を履行しなければなりません。
 - ① 災害発生の日時、場所および状況、身体の障害を被った被用者の住所・氏名および身体の障害の程度、また、損害賠償の請求を受けたときは、その内容を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
 - ② 他の保険契約等の有無および内容（既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。）を遅滞なく当会社に書面により通知すること。
 - ③ 災害の拡大を防止または軽減するため自己の費用で必要な措置を講ずること。
 - ④ 被保険者が第三者に対して、損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
 - ⑤ 損害賠償の請求の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ当会社の承認を得ること。
 - ⑥ 損害賠償の請求についての訴訟を提起しようとするとき、または提起されたときは、ただちに当会社に書面により通知すること。
- (2) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(1)に規定する義務に違反した場合は、当会社は、損害の額から次の①から③までの金額を差し引いて保険金を支払います。
 - ① (1)①、②または⑥に規定する義務に違反したときは、それによって当会社が被った損害の額
 - ② (1)③または④に規定する義務に違反したときは、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額
 - ③ (1)⑤に規定する義務に違反したときは、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額
- (3) 保険契約者または被保険者は、災害が発生したことを知った場合は、その災害と同種の災害の発生を防止するため、自己の費用で必要な措置を講じなければなりません。保険契約者または被保険者が正

当な理由なくこの義務に違反したときは、当会社は、損害の発生または拡大を防止することができたと認められる額を差し引いて保険金を支払います。

第20条（損害賠償請求解決のための協力）

- (1) 当会社は、必要と認めたときは、被保険者に代わって自己の費用で被害者による損害賠償請求の解決に当たることができます。この場合において、被保険者は、当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- (2) 被保険者が正当な理由なく(1)の協力の要求に応じない場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、身体の障害について政府労災保険等によって給付が決定された時から発生し、次の①または②の時からこれを行行使することができるものとします。
 - ① 第1章法定外補償条項の保険金については、同章第1条（保険金を支払う場合－その1）(1)に定める金額について被保険者の支払が確定した時
 - ② 第2章使用者賠償責任条項の保険金については、判決、調停もしくは裁判上の和解または被保険者と被害者との間の書面による合意のいずれかによって被保険者の損害賠償責任の有無および第2章第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）の損害賠償責任額が確定した時
- (2) 被保険者がこの保険契約に基づき保険金の支払を受けようとする場合は、次に規定する書類または証拠のうち当会社が求めるものを保険証券に添えて当会社に提出しなければなりません。
 - ① 保険金の請求書
 - ② 労災保険法等の給付請求書（写）
 - ③ 労災保険法等の支給決定通知書（写）
 - ④ 被用者の死亡に伴う保険金請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
 - ⑤ 被用者の後遺障害に伴う保険金請求の場合は、障害の程度を証明する医師の診断書
 - ⑥ 被用者の休業に伴う保険金請求の場合は、被保険者の休業証明書（賃金不払を証するもの）
 - ⑦ 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定（写）
 - ⑧ 賠償保険金および費用保険金の請求の場合は、損害賠償金額および費用を証明する書類
 - ⑨ 賠償保険金請求の場合は、被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書もしくは和解調書または被保険者と被害者の間の示談書
 - ⑩ 賠償保険金請求の場合は、被保険者が法律上の損害賠償金を弁済したことおよびその金額を証明する書類
 - ⑪ 賠償保険金請求の場合は、被保険者が保険金の請求をすることについて被害者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類
 - ⑫ その他当会社が第23条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 当会社は、事故の内容または損害の額等に応じ、(2)に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を保険契約者または被保険者に対して求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力を行わなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が正当な理由なく(3)に規定する義務に違反した場合または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第22条（被用者への支払を証する書類）

- (1) 当会社が第1章法定外補償条項の規定に基づき保険金を支払った場合において被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、被保険者は被用者またはその遺族の補償金受領書を保険金を受領した日

からその日を含めて30日以内または当社が書面で承認した猶予期間内に当社に提出しなければなりません。

(2) (1) の書類に故意に事実と異なる記載をし、もしくは事実を記載しなかった場合、その書類を偽造もしくは変造した場合、または故意もしくは重大な過失によって(1)に規定する義務に違反した場合は、被保険者は、既に受領した保険金を当社に返還しなければなりません。

第23条（保険金の支払時期）

(1) 当社は、被保険者が第21条（保険金の請求）(2)に規定する手続を完了した日（以下この条において「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
- ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1) の確認を行うため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1) ①から④までの事項を確認するために行う警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- ② (1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1) ①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ④ (1) ①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- ⑤ 身体の障害の発生事由が労災保険法等による給付決定の中で明らかにされない場合、損害賠償請求の原因となる事由もしくは事実が過去の事例・判例等に鑑みて特殊である場合または1回の災害により多数の被用者が身体の障害を被った場合において、(1) ①から④までの事項を確認するために行う専門機関による鑑定等の結果の照会 180日

(3) (2) ①から⑤までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2) ①から⑤までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、その期間内に被保険者との協議による合意に基づきその期間を延長することができます。

(4) (1) から(3) までに掲げる事項の確認または照会もしくは調査に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくこれらの実行を妨げ、またはこれらに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）は、これにより確認が遅延した期間については、(1) から(3) までの期間に算入しないものとします。

第24条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額—法定外補償条項）

(1) 第1章法定外補償条項について他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額（以下「支払責任額」といいます。）の合計額が法定外補償金額を超えるときは、当社は、次に定める額を保険金と

して支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
 - ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
法定外補償金額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (2) (1) の法定外補償金額とは、被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定に基づき被用者またはその遺族に支払うべき金額、被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、被用者またはその遺族に支払われる補償金の額をいいます。

第25条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額－使用者賠償責任条項）

第2章使用者賠償責任条項について他の保険契約等がある場合において、支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当会社は、次に定める額を保険金として支払います。

- ① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合
この保険契約の支払責任額
- ② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合
損害の額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。
ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

第26条（時効）

保険金請求権は、第21条（保険金の請求）（1）に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第27条（代位）

(1) 身体の障害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は、次の額を限度として当会社に移転します。

- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1) ②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当会社に移転する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。保険契約者または被保険者が当会社に協力するために支出した費用は、当会社の負担とします。

第28条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第29条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表

短期料率表

既経過期間	7日まで	15日まで	1か月まで	2か月まで	3か月まで	4か月まで	5か月まで	6か月まで	7か月まで	8か月まで	9か月まで	10か月まで	11か月まで	1年まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%	100%

ご注意：

<最低保険料>

最低保険料については、保険証券の最低保険料欄をご覧ください。同欄に特別の記載がない場合は、最低保険料は1,000円となります。

4. 特約条項

● 建設関係事業用特約条項

(ご説明)

この特約条項は、保険証券または明細書の事業種類欄にコード31、32、33、34、35、36、37、38またはこれらのコードに対応する事業種類名が表示されている場合に適用されます。

第1条 (適用対象)

当会社は、保険証券記載の事業種類が「31 水力発電施設、ずい道等新設事業」、「32 道路新設事業」、「33 舗装工事業」、「34 鉄道又は軌道新設事業」、「35 建設事業 (38を除く)」、「36 機械装置の組立て又は据付けの事業」、「37 その他の建設事業」または「38 既設建築物設備工事業」である場合に、この特約条項の規定を適用します。

第2条 (保険金を支払う場合)

(1) 当会社は、労働災害総合保険普通保険約款 (以下「普通保険約款」といいます。) 第1章法定外補償条項第4条 (保険金を支払わない場合—その1) (2) ①または第2章使用者賠償責任条項第5条 (保険金を支払わない場合—その1) (2) ①の規定にかかわらず、保険証券記載の被保険者 (以下「被保険者」といいます。) の被用者または被保険者の下請負人 (以下「下請負人」といいます。) もしくはその被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、保険金を支払います。

(2) 当社が下請負人またはその被用者の身体の障害について (1) の保険金を支払うのは、次のすべての条件が満たされる場合に限りです。

- ① 身体の障害が、下請負人またはその被用者が被保険者の業務に従事中にその業務に起因して発生したものであること。
- ② 身体の障害につき普通保険約款第3章基本条項第1条 (用語の定義) に規定する労災保険法等により給付が決定されたこと。
- ③ 被保険者および第三者によって構成される共同企業体 (以下「共同企業体」といいます。) が行う工事において発生した身体の障害については、障害を被った者が下請負人またはその被用者であることが客観的な資料に基づいて確認できること。

第3条 (読替規定)

この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第3章基本条項第1条 (用語の定義) の「賃金総額」	労働保険の保険料の徴収等に関する法律が定める賃金総額をいいます。ただし、船員保険法によって給付がなされる被用者については同法が定める標準報酬日額に保険期間中の日数を乗じた額の合算額をいいます。	労働保険の保険料の徴収等に関する法律が定める賃金総額をいいます。ただし、賃金総額を正確に把握することが困難である場合は、保険期間中の請負金額または完成工事高に所定の率を乗じて算出される金額を賃金総額とみなします。
第3章基本条項第1条の「被用者」	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいい、下請負人またはその被用者を含みます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第3章基本条項第1条の「平均被用者数」	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算出された人数をいいます。	保険期間内の毎月一定日の被用者人数の累計を保険期間内の月数で除して算出された人数をいいます。ただし、平均被用者数を正確に把握することが困難である場合は、賃金総額を所定の1名あたりの平均賃金で除して算出される人数を平均被用者数とみなします。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、有期事業個別契約（一定の期間に所定の事業目的を達成して終了する予定の単独の有期事業を対象とする契約で、その事業の期間にあわせて保険期間が設定されたもの）に適用されます。

● 有期事業個別契約用特約条項

第1条（適用対象）

- (1) 当社は、この保険契約が有期事業個別契約である場合に、この特約条項の規定を適用します。
- (2) (1) の「有期事業個別契約」とは、一定の期間に所定の事業目的を達成して終了する予定の単独の有期事業を対象とする契約であって、その事業の期間に合わせて保険期間が設定されたものをいいます。

第2条（普通保険約款の適用除外）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第15条（保険料の精算）（1）および（3）の規定を適用しません。

第3条（保険料の返還－解除の場合）

普通保険約款第3章基本条項第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、普通保険約款第3章基本条項第18条（保険料の返還－解除の場合）（2）の規定にかかわらず、当社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対し、普通保険約款別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第4条（保険金計算の特則）

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した賃金の総額、被用者人数、請負金額または完成工事高が実際の金額または数量に不足していたときは、申告された金額または数量に基づく保険料と実際の金額または数量に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

第5条（読替規定）

(1) この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第3章基本条項第2条（保険責任の始期および終期） （4）ならびに第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）および（2）	暫定保険料	総保険料

(2) (1) の「総保険料」とは、次のものをいいます。

- ① 保険料が賃金を基礎として算出されたものである場合は、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対して保険期間中に支払う賃金総額に所定の保険料率を乗じて得た金額
- ② 保険料が被用者数を基礎として算出されたものである場合は、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する保険期間中の平均被用者数に所定の保険料率を乗じて得た金額

第6条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、船員保険法適用事業（保険証券または明細書の事業種類欄にコード13、14、15、16、17、18、19またはこれらのコードに対応する事業種類名が表示されている場合）に適用されます。

● 船員用特約条項

第1条（職務上の事由）

船員保険法によって給付がなされる被用者について、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第1条（保険金を支払う場合－その1）（1）および第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）（1）に規定する「業務上の事由」とは、「職務上の事由（通勤を除きます。）」をいいます。

第2条（後遺障害等級）

船員保険法によって給付がなされる被用者について、保険証券記載の法定外補償保険金額の後遺障害1級から7級までは、船員保険法施行規則別表第1に規定する障害等級1級から7級までをいい、8級から14級までは、同法施行規則別表第2に規定する障害等級1級から7級までをいいます。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、第1章法定外補償条項が適用される全ての契約に適用されます。

● 戦争危険等免責に関する一部修正特約条項

第1条（戦争危険等免責の一部修正）

当社は、この特約条項により、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合－その1）（1）③の規定を次のとおり読み替えます。

「③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この約款においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）。ただし、これらに該当するかどうかにかかわらず、テロ行為（政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。）。を除きます。」

第2条（追加保険料の請求またはこの特約条項の解除）

当社は、前条により読み替えた普通保険約款第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その1）（1）③のただし書の危険が著しく増加したと認めた場合は、保険契約者に対する書面による48時間以上前の予告により、追加保険料を請求しまたはこの特約条項を解除することができます。

第3条（追加保険料領収前の事由による損害）

保険契約者が前条の追加保険料の支払を怠った場合は、当社は、追加保険料領収前に生じた事由に対しては、保険金を支払いません。

第4条（特約条項解除の効力）

第2条（追加保険料の請求またはこの特約条項の解除）の規定により、当社がこの特約条項を解除する場合は、第1条（戦争危険等免責の一部修正）の読替は、将来に向かってのみなかつたものとします。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款第1章法定外補償条項および第3章基本条項ならびにこの保険契約に適用される他の特約条項の規定を適用します。

● 職業性疾病的定義に関する特約条項

〈ご説明〉

この特約条項は、全ての契約に適用されます。

労働基準法施行規則第35条が規定する次の疾病は、労働災害総合保険普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「職業性疾病」には該当しません。

- ① 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、高血圧性脳症、心筋梗塞、狭心症、心停止（心臓性突然死を含みます。）もしくは解離性大動脈瘤またはこれらの疾病に付随する疾病
- ② 人の生命にかかわる事故への遭遇その他心理的に過度の負担を与える事象を伴う業務による精神および行動の障害またはこれに付随する疾病

● 石綿損害等不担保特約条項

〈ご説明〉

この特約条項は、全ての契約に適用されます。

第1条（石綿損害等の不担保）

当社は、直接であるか間接であるかにかかわらず、次のいずれかに該当する事由に起因する身体の障害については、保険金を支払いません。

- ① 石綿または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性
- ② 石綿の代替物質またはその代替物質を含む製品が有する①と同種の有害な特性

第2条（職業性疾病担保特約条項との関係）

前条の規定は、職業性疾病担保特約条項を付帯しているかどうかにかかわらず、適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、第1章法定外補償条項の適用がある場合で、かつ保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「通勤災害担保」と表示されているときもしくは「通勤災害担保」に○印が付されているときに適用されます。

● 通勤災害担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被用者が通勤により身体の障害を被った場合は、保険証券記載の法定外補償保険金額（通勤）を保険金（労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項の保険金をいいます。）として被保険者に支払います。

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款第1章法定外補償条項および第3章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、第2章使用者賠償責任条項の適用がある場合で、かつ保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「通勤災害担保」と表示されているときもしくは「通勤災害担保」に○印が付されているときに適用されます。

● 通勤災害担保特約条項
（使用者賠償責任保険用）

第1条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被用者が通勤により被った身体の障害につき被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、通勤災害賠償保険金および費用保険金を被保険者に支払います。ただし、通勤災害賠償保険金を支払うのは、労災保険法等によって給付が決定された場合に限りです。
- (2) 当社は、被用者が通勤により被った身体の障害につき、正味損害賠償金額のみを、通勤災害賠償保険金として被保険者に支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
通勤災害賠償保険金	被用者が通勤により被った身体の障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に対して支払う保険金をいいます。
費用保険金	労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－費用）に規定する保険金をいいます。
正味損害賠償金額	被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって支払うべき損害賠償金に相当する額が次のアからウまでの金額の合算額を超える場合のその超過額をいいます。 ア. 労災保険法等により給付されるべき金額（この金額には「特別支給金」を含みません。） イ. 自動車損害賠償保障法に基づく責任保険、責任共済または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額 ウ. 次のいずれかの金額 (ア) 被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がこの規定に基づき被用者に支払うべき金額 (イ) 被保険者が法定外補償規定を定めていない場合は、普通保険約款第1章法定外補償条項により支払われる金額（同一被保険者について他の労働災害総合保険契約が締結されている場合は、その保険契約の法定外補償条項により支払われる金額を含みます。）

第3条（責任の限度）

- (1) 当社は、1回の災害について正味損害賠償金額が保険証券記載の免責金額を超える場合に限り、その超過額のみに対して、通勤災害賠償保険金を支払います。ただし、保険証券記載の支払限度額をもって限度とします。
- (2) 当社は、費用保険金の全額を支払います。ただし、普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－費用）①および②の費用については、正味損害賠償金額が保険証券記載の1回の災害に適用する支払限度額を超える場合は、当社は、次の算式により算出される金額のみに対して、保険金を支払います。

$$\boxed{\text{保険金の額}} = \boxed{\text{普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第2条①および②の費用の合計額}} \times \boxed{\frac{\text{支払限度額}}{\text{正味損害賠償金額}}}$$

- (3) (1) または (2) の規定中「1回の災害」とは、発生の日時、場所を問わず同一の原因から発生した一連の災害をいい、その最初の災害が発生した時にすべての災害が発生したものとみなします。

第4条（読替規定）

この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－費用）	前条の身体の障害	被用者が通勤によって被った身体の障害

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款第2章使用者賠償責任条項および第3章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、第1章法定外補償条項の適用がある場合で、かつ保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「災害付帯費用担保（基本型）」と表示されているときもしくは「災害付帯費用担保」かつ「災害付帯費用タイプ基本型」に○印が付されているときに適用されます。

● 災害付帯費用担保特約条項（基本型）

第1条（保険金を支払う場合）

当社が労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項の次のいずれかの保険金を支払う場合は、当社は、別表（災害付帯費用担保特約条項（基本型）用）に定める金額を災害付帯費用保険金として被保険者に支払います。

- ① 死亡補償保険金
- ② 後遺障害等級区分第1級から第7級までのいずれかに該当する身体の障害に対する後遺障害補償保険金

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款第1章法定外補償条項および第3章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表（災害付帯費用担保特約条項（基本型）用）

保険金の種類	支払方式 定額方式 (定額で支払が行われる方式)	定率方式 (平均賃金を基礎として支払が行われる方式)
死亡補償保険金	1 被用者につき40万円	1 被用者につきその被用者の平均賃金の80日分相当額。ただし、40万円を限度とします。
後遺障害補償保険金 (後遺障害等級区分の第1級～第3級の場合)	1 被用者につき10万円	1 被用者につきその被用者の平均賃金の20日分相当額。ただし、10万円を限度とします。
後遺障害補償保険金 (後遺障害等級区分の第4級～第7級の場合)	1 被用者につき5万円	1 被用者につきその被用者の平均賃金の10日分相当額。ただし、5万円を限度とします。

本表の適用に関しては、次の基準によります。

1. 「定額方式」または「定率方式」のいずれか一方のみが適用されます。
2. この特約条項における支払方式は、基本契約に定める支払方式と同様とし、その支払方式が「定額方式」と「定率方式」の組合せである場合は、この特約条項における支払方式は「定額方式」とします。

〈ご説明〉

この特約条項は、第1章法定外補償条項の適用がある場合で、かつ保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「災害付帯費用担保（増額型）」と表示されているときもしくは「災害付帯費用担保」かつ「災害付帯費用タイプ増額型」に○印が付されているときに適用されます。

● 災害付帯費用担保特約条項（増額型）

第1条（保険金を支払う場合）

当社が労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項の次のいずれかの保険金を支払う場合は、当社は、別表（災害付帯費用担保特約条項（増額型）用）に定める金額を災害付帯費用保険金として被保険者に支払います。

- ① 死亡補償保険金
- ② 後遺障害等級区分第1級から第7級までのいずれかに該当する身体の障害に対する後遺障害補償保険金

第2条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款第1章法定外補償条項および第3章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表（災害付帯費用担保特約条項（増額型）用）

保険金の種類	支払方式 定額方式 (定額で支払が行われる方式)	定率方式 (平均賃金を基礎として支払が行われる方式)
死亡補償保険金	1 被用者につき100万円	1 被用者につきその被用者の平均賃金の200日分相当額。ただし、100万円を限度とします。
後遺障害補償保険金 (後遺障害等級区分の第1級～第3級の場合)	1 被用者につき25万円	1 被用者につきその被用者の平均賃金の50日分相当額。ただし、25万円を限度とします。
後遺障害補償保険金 (後遺障害等級区分の第4級～第7級の場合)	1 被用者につき15万円	1 被用者につきその被用者の平均賃金の30日分相当額。ただし、15万円を限度とします。

本表の適用に関しては、次の基準によります。

1. 「定額方式」または「定率方式」のいずれか一方のみが適用されます。

2. この特約条項における支払方式は、基本契約に定める支払方式と同様とし、その支払方式が「定額方式」と「定率方式」の組合せである場合は、この特約条項における支払方式は「定額方式」とします。

〈ご説明〉

● 下請負人被用者担保特約条項（継続事業用）

この特約条項は、保険証券または明細書の担保条件（特約欄）に「下請負人担保」と表示されている場合、または「下請負人担保」に○印が付されている場合に適用されます。

第1条（保険金を支払う場合）

(1) 当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合－その1）(2)①または第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その1）(2)①の規定にかかわらず、保険証券記載の下請負人（以下「下請負人」といいます。）またはその被用者が業務上の事由により被った身体の障害について、保険金を支払います。
(2) 当社が下請負人またはその被用者の身体の障害について（1）の保険金を支払うのは、次のすべての条件が満たされる場合に限りです。

- ① 身体の障害が、下請負人またはその被用者が保険証券記載の被保険者の業務に従事中にその業務に起因して発生したものであること。
- ② 身体の障害につき普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する労災保険法等により給付が決定されたこと。

第2条（読替規定）

この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第3章基本条項第1条（用語の定義）の「被用者」	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいいます。	事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者のうち保険証券に記載された者をいい、下請負人またはその被用者を含みます。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

● 職業性疾病担保特約条項

この特約条項は、保険証券または明細書の担保条件（特約欄）に「職業性疾病担保」と表示されているときもしくは、「職業性疾病担保」に○印が付されているときに適用されます。

第1条（職業性疾病の担保）

当社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合－その1）(2)③および第2章使用者賠償責任条項第5条（保険金を支払わない場合－その1）(2)③の規定を適用しません。

第2条（身体の障害の発生日）

普通保険約款第1章法定外補償条項第1条（保険金を支払う場合－その1）(1)に定める身体の障害または普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）(1)に定める身体の障害が職業性疾病である場合は、当社は、普通保険約款第3章基本条項第2条（保険責任の始期および終期）(3)および(4)の規定を次のとおり読み替えます。

「(3) 当社は、労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日が保険期間に属する場合に

限り、保険金（第1章法定外補償条項および第2章使用者賠償責任条項の保険金をいいます。以下本章において同様とします。）を支払います。

（4）保険期間が始まった後でも、当会社は、職業性疾病の発病日と認定された日が暫定保険料領収前である職業性疾病による損害に対しては、保険金を支払いません。」

第3条（責任の限度の特則）

普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）（1）の身体の障害が職業性疾病である場合に、当会社が1回の災害かつ保険期間中に支払う普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第1条（1）の賠償保険金の限度額は、普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第3条（責任の限度）（1）に規定する1回の災害についての保険証券記載の支払限度額と同額とします。

第4条（保険金を支払わない場合）

被用者またはその遺族による被保険者に対する法定外補償金または損害賠償の請求が、労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日が属する保険期間が終了した日の翌日から起算して3年を経過した後になされた場合は、当会社は、その身体の障害については、保険金を支払いません。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、第1章法定外補償条項の適用がある場合で、かつ保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「休業支払条件変更」と表示されているときに適用されます。「別表（休業補償保険金）」は、保険証券または明細書の休業補償保険金額欄記載のとおりです。

● 休業補償保険金支払条件変更特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

被用者が労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第1条（保険金を支払う場合－その1）（1）に定める身体の障害（以下「身体の障害」といいます。）による療養のため休業し、1回の災害について、被用者が賃金を受けない日が7日を超える場合は、当会社は、普通保険約款第1章法定外補償条項第5条（保険金を支払わない場合－その2）（2）の規定にかかわらず、次の金額を休業補償保険金として被保険者に支払います。

- ① 労働基準法が定める休業補償または船員法が定める傷病手当の規定に基づく補償対象期間（以下「補償対象期間」といいます。）の最初の3日までの休業に対して、法定の補償責任を負担することによって被る損害。ただし、補償対象期間の最初の3日までの休業に対する法定の補償金の額を限度とします。
- ② 補償対象期間の最初の3日までの休業に対して、被保険者が被用者に支払う補償金（①の法定の補償金を除きます。）として別表（休業補償保険金支払条件変更特約条項用）に定める休業補償保険金の金額

第2条（通勤災害担保特約条項との関係）

この保険契約において、通勤災害担保特約条項が適用される場合は、当会社は、被用者が通勤により被った身体の障害に対しても、この特約条項の規定を適用します。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこ

の保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表（休業補償保険金支払条件変更特約条項用）

休業し、賃金を受けない日の第1日目から第3日目までの期間に対し			
支払方式		業務災害	通勤災害
定額方式	休業1日につき	円	円
		保険証券または明細書記載の休業補償保険金額と同じ	
定率方式	休業1日につき	(平均賃金の) %	(平均賃金の) %

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「海外危険担保」と表示されているときもしくは「海外危険担保」に○印が付されているときに適用されます。

● 海外危険担保特約条項

第1条（保険責任の及び範囲の拡大）

当会社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第3条（保険責任のおよぶ範囲）の規定にかかわらず、労災保険法等の施行地外で行われる事業に派遣された被用者の身体の障害について、保険金を支払います。

第2条（労災保険法等の定義の拡大）

この保険契約においては、普通保険約款第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「労災保険法等」には、日本国以外の労働者災害補償法令および労働者災害補償責任保険を含むものとします。

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、第1章法定外補償条項の適用がある場合で、かつ保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「条件付戦争危険担保」と表示されているときもしくは「条件付戦争危険担保」に○印が付されているときに適用されます。「別表（条件付戦争危険担保）」は、保険証券または明細書の法定外補償保険金額欄記載のとおりです。

● 条件付戦争危険担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

- （1）当会社は、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合—その1）（1）③の規定にかかわらず、戦争等により、別表（条件付戦争危険担保特約条項用）記載の被用者が身体の障害（この特約条項においては、死亡または後遺障害に限ります。）を被った場合は、別表（条件付戦争危険担保特約条項用）に定める金額を、法定外補償保険金として被保険者に支払います。
- （2）別表（条件付戦争危険担保特約条項用）に定める金額は、保険証券に定める金額を超えないものとし、かつ後遺障害各級の給付額は死亡の給付額を超えないものとします。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
戦争等	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（この特約条項においては、群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）をいいます。
法定外補償保険金	普通保険約款第1章法定外補償条項の保険金をいいます。

第3条（危険の増加）

- (1) 当社は、第1条（保険金を支払う場合）の危険が著しく増加したと認めた場合は、保険契約者に対する書面による24時間以上前の予告により、追加保険料を請求しまたはこの特約条項を解除することができます。
- (2) (1) に規定する解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款第1章法定外補償条項および第3章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表（条件付戦争危険担保特約条項用）

I 対象とする被用者	
II 保険金額表	
身体の障害の区分と 保険金の種類	支払方式 定額方式 (定額で支払が行われる方式)
(死亡補償保険金) 死 亡 (後遺障害補償保険金) 後遺障害 1級 2級 3級 4級 5級 6級 7級 8級 9級 10級 11級 12級 13級 14級	被用者1名につき 万円 保険証券または明細書 に記載のとおり。

本表の適用に関しては、次の基準によります。

- 後遺障害の等級については労災保険法等による決定に従うものとします。
- 死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払は行わず、いずれが高い金額を支払います。

〈ご説明〉

この特約条項は、第1章法定外補償条項の適用がある場合で、かつ保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「船員職務外災害担保」と表示されているときもしくは「船員職務外担保」に○印が付されているときに適用されます。「別表（船員職務外災害）」は保険証券または明細書の法定外補償保険金額欄記載のとおりです。

● 船員職務外災害担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

（1）被用者が次の間に職務上の事由によらない身体の障害を被り、これに起因してその期間中または入院治療開始後3か月以内に死亡した場合は、当社は、別表（船員職務外災害担保特約条項用）に定める金額を保険金（労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項の保険金をいいます。以下同様とします。）として被保険者に支払います。

- ① 船舶雇入れ期間中であって船内（岸壁を含みます。）にある間
- ② 船舶雇入れ期間中であって船務旅行をしている間
- ③ 社命による乗下船旅行をしている間（有給休暇のための下船旅行中を含みます。）

（2）（1）の身体の障害が疾病である場合は、治療開始の日をもって身体の障害の発生日とみなします。

第2条（保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第1章法定外補償条項第4条（保険金を支払わない場合－その1）および第5条（保険金を支払わない場合－その2）（1）に定める身体の障害のほか、次の身体の障害については、保険金を支払いません。

- ① 被用者の自殺または重大な過失によって、その被用者本人が被った身体の障害
- ② 通勤による身体の障害

第3条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款第1章法定外補償条項および第3章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表（船員職務外災害担保特約条項用）

保険金額表		支払方式	
身体の障害の区分		定額方式 (定額で支払が行われる方式)	定率方式 (平均賃金を基礎として支払が行われる方式)
		死 亡	被用者1名につき 万円
		保険証券または明細書に記載のとおり。	

〈ご説明〉

この特約条項は、第2章使用者賠償責任条項の適用がある場合で、かつ保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「使用者賠償一部担保」と表示されているときもしくは「使用者賠償一部担保」に○印が付されているときに適用されます。

● 使用者賠償責任保険死亡および後遺障害上位等級のみ担保特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被用者の身体の障害の区分が死亡または後遺障害等級1級から3級までのいずれかに該当する場合にのみ、賠償保険金または費用保険金（この保険契約に適用される他の特約条項の規定に従って支払われる賠償保険金または費用保険金を含みます。）を、被保険者に支払います。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
賠償保険金	労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2章使用者賠償責任条項第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）に規定する保険金をいいます。
費用保険金	普通保険約款第2章使用者賠償責任条項第2条（保険金を支払う場合－費用）に規定する保険金をいいます。

第3条（等級の認定）

- (1) 後遺障害の等級については、労災保険法等による決定（以下「決定」といいます。）に従うものとします。
- (2) 決定が下される前に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合において、当社が賠償保険金または費用保険金を支払うのは、被用者の身体の障害の程度が労働者災害補償保険法施行規則別表第1障害等級表または船員保険法施行令別表第1記載の障害等級1級から3級と同一の場合（別表に掲げるもの以外の身体の障害については、別表に掲げる障害等級1級から3級までの身体の障害に準じると認められる場合とします。）に限ります。
- (3) (1)の決定は、決定が下された後に身体の障害の程度に変更があったために新たに死亡または後遺障害等級1級から3級までのいずれかに該当するに至ったと決定された場合の新たな決定を含みます。
- (4) (1)の決定は、既に身体の障害のあった者が、同一の部位について障害の程度が加重した結果、身体の障害の区分が後遺障害等級1級から3級に該当するに至った場合を含みます。

第4条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款第2章使用者賠償責任条項および第3章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

〈ご説明〉

この特約条項は、第1章法定外補償条項の適用がある場合で、かつ保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「特別加入者担保」と表示されているときもしくは「特別加入者担保」に○印が付されているときに適用されます。「別表（特別加入者）」は、保険証券または明細書の特別加入者欄記載のとおりです。

● 特別加入者担保特約条項

第1条（被用者の定義の拡大）

当社は、別表（特別加入者担保特約条項用）記載の特別加入者を労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第1条（用語の定義）に規定する「被用者」とみなします。

第2条（用語の定義）

この特約条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
特別加入者	労働者災害補償保険法第33条第1号から第5号までに掲げる者をいいます。
保険料算定基礎額	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4に規定する保険料算定基礎額をいいます。
給付基礎日額	労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則別表第4に規定する給付基礎日額をいいます。

第3条（読替規定）

この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第1章法定外補償条項第1条（保険金を支払う場合－その1）（1）	業務上の事由	業務上の事由または労働者災害補償保険法第33条第5号に掲げる者については、その作業
第3章基本条項の全文	賃金総額	保険料算定基礎額
	平均賃金	給付基礎日額

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款第1章法定外補償条項および第3章基本条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表（特別加入者担保特約条項用）

対象とする特別加入者		
氏 名	役職または職業	給付基礎日額（支払方式が「定率方式」の場合）
保険証券または明細書に記載のとおり。		

〈ご説明〉

この特約条項は、第1章法定外補償条項の適用がある場合で、かつ保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「退職者加算特約」と表示されているときもしくは「退職者加算」に○印が付されているときに適用されます。

● 退職者加算特約条項

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、被用者が労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1章法定外補償条項の後遺障害補償保険金の支払対象となる身体の障害を被り、その身体の障害の直接の結果として退職した場合は、次の金額を退職者加算保険金として被保険者に支払います。

- ① 被保険者が法定外補償規定を定めているときは、被保険者がその規定に基づき被用者に支払うべき退職者加算金のうち別表（退職者加算特約条項用）に定める金額
- ② 被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、被保険者が被用者に支払う補償金として別表（退職者加算特約条項用）に定める退職者加算金の金額

第2条（保険金を支払わない場合）

- (1) 身体の障害を被った時から退職までの期間が3年を超える場合は、当社は、保険金を支払いません。
- (2) この保険契約に職業性疾病担保特約条項が付帯されている場合において、後遺障害補償保険金の支払対象となる身体の障害が職業性疾病であるときは、労災保険法等によって職業性疾病の発病日と認定された日を（1）の「身体の障害を被った時」とします。

第3条(読替規定)

この特約条項においては、普通保険約款を下表のとおり読み替えます。

普通保険約款の規定	読替前	読替後
第2章使用者賠償責任条項 第1条（保険金を支払う場合－損害賠償金）（1）③イ	第1章法定外補償条項	第1章法定外補償条項および退職者加算特約条項

第4条(普通保険約款等との関係)

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

別表（退職者加算特約条項用）

退職者加算保険金額表		定額方式 (定額で支払が行われる方式)	定率方式 (平均賃金を基礎として 支払が行われる方式)
身体の 障害の区分	支払方式		
後遺障害	1級	被用者1名につき 万円	被用者1名につき 日分
	2級		
	3級		
	4級		
	5級		
	6級		
	7級		
	8級		
	9級		
	10級		
	11級		
	12級		
	13級		
	14級		
保険証券または明細書に記載のとおり。			

本表の適用に関しては、次の基準によります。

1. 本表は、普通保険約款第1章法定外補償条項の退職者加算金の別表として用いるほか、同条項に付帯される各種特約（通勤災害担保特約条項、特別加入者担保特約条項、海外危険担保特約条項、職業性疾病担保特約条項等）の退職者加算金の別表としても用います。
2. 後遺障害の等級等については労災保険法等による決定に従うものとします。

〈ご説明〉

この特約条項は、保険証券または明細書の担保条件（特約）欄に「保険料不精算」と表示されている場合、または「保険料不精算」に○印が付されている場合に適用されます。

● 保険料不精算特約条項

第1条(保険料算出の基礎)

労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3章基本条項第1条（用語の定義）および建設関係事業用特約条項第3条（読替規定）の規定にかかわらず、この保険契約において保険料を定めるために用いる次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
賃金総額	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において被保険者が保険証券記載の事業場において使用したすべての被用者に対して支払った賃金の総額をいいます。ただし、この保険契約に建設関係事業用特約条項が適用される場合であってその賃金の総額を正確に把握することが困難であるときは、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等における請負金額または完成工事高に所定の率を乗じた金額を賃金総額とみなします。
平均被用者数	保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度（1年間）等において被保険者が保険証券記載の事業場において使用した毎月一定日における被用者人数の累計をその会計年度等内の月数で除して算出された人数をいいます。ただし、この保険契約に建設関係事業用特約条項が適用される場合であって平均被用者数を正確に把握することが困難であるときは、賃金総額を所定の1名あたりの平均賃金で除して算出される人数を平均被用者数とみなします。

第2条（読替規定）

- (1) 当社は、普通保険約款の規定中、「暫定保険料」とあるのを「総保険料」と読み替えます。
(2) (1) の「総保険料」の意味は、次の定義によります。

	定義
総保険料	① 保険料が賃金を基礎とする場合は、被保険者が保険証券記載の事業場において使用するすべての被用者に対して支払う賃金総額に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。 ② 保険料が被用者数を基礎とする場合は、被保険者が保険証券記載の事業場において使用する平均被用者数に所定の保険料率を乗じて得たものをいいます。

第3条（保険料精算の不適用）

- (1) 当社は、普通保険約款第3章基本条項第15条（保険料の精算）(1) および (3) の規定を適用しません。
(2) 普通保険約款第3章基本条項第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合は、普通保険約款第3章基本条項第18条（保険料の返還-解除の場合）(2) の規定にかかわらず、当社は、保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。）に対し、普通保険約款別表に掲げる短期料率によって計算した保険料（保険証券記載の最低保険料に達しない場合は最低保険料とします。）を差し引いて、その残額を返還します。

第4条（保険金計算の特則）

当社は、保険金を支払う場合において、保険契約者または被保険者が申告した賃金の総額、被用者人数、請負金額または完成工事高が実際の金額または数量に不足していたときは、申告された金額または数量に基づく保険料と実際の金額または数量に基づく保険料との割合により、保険金を削減して支払います。

第5条（普通保険約款等との関係）

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約条項の規定を適用します。

● 保険料分割払特約条項（大口用）

（ご説明）

この特約条項は、保険証券の分割保険料払込方法欄に所定の事項が記入されているときに適用されます。

第1条（保険料の分割払）

当会社は、この特約条項により、保険契約者が年額保険料（この保険契約に定められた暫定保険料をいいます。以下同様とします。）を保険証券記載の回数および金額（以下「分割保険料」といいます。）に分割して払い込むことを承認します。

第2条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、保険証券記載の払込期日（以下「払込期日」といいます。）までに払い込まなければなりません。

第3条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当会社は前条の第1回分割保険料を領収する前に生じた身体の障害による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料について、次に規定する期日までにその払込みを怠った場合は、当会社は、その払込期日の翌日以後に生じた身体の障害による損害に対しては、保険金を支払いません。

その保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末（保険証券に翌月末と異なる期日が記載されている場合は、その期日とします。）

第5条（追加保険料の払込）

- （1）当会社が第7条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に当会社に払い込まなければなりません。
- （2）当会社は、保険契約者が第7条の表の①または②の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （3）第7条の表の①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、（2）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （4）第7条の表の③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して保険契約者がその払込みを怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた身体の障害による損害に対しては、保険契約条件の変更がなかったものとして、労働災害総合保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）およびこの保険契約に付帯される特約条項に従い、保険金を支払います。
- （5）第7条の表の②の規定による追加保険料を請求する場合は、（3）の規定は、普通保険約款第3章基本条項第5条（通知義務）（1）の事実が生じる前に発生した身体の障害による損害に対する保険金には適用しません。

第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- （1）当会社は、次の①または②のいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 第4条（分割保険料不払の場合の免責）に規定する期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつその翌月の

払込期日（以下「次回払込期日」といいます。）において、次回払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合

(2) (1) の解除の効力は、次の①または②に規定する日からそれぞれ将来に向かってのみ生じます。

- ① (1) ①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
- ② (1) ②による解除の場合は、次回払込期日

第7条（保険料の返還または請求）

下表の保険料を返還しまたは請求すべき事由が生じた場合は、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、その事由ごとに下表のとおり保険料を返還または請求します。

	事 由	保険料の返還または請求の方法
①	普通保険約款第3章基本条項第4条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき計算した保険料を返還しまたは請求します。
②	普通保険約款第3章基本条項第5条（通知義務）(1)の事実が生じた場合において、保険料率を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき、未経過期間（その事実が生じた時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還しまたは請求します。
③	①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	変更前の年額保険料と変更後の年額保険料との差に基づき計算した、未経過期間（条件を変更する時以降の期間をいいます。）に対する保険料を返還しまたは請求します。
④	普通保険約款第3章基本条項第9条（保険契約の無効）の規定により保険契約が無効となる場合	既に払い込まれた保険料を返還しません。
⑤	保険契約が失効した場合	年額保険料（①から③までの規定に基づき返還しまたは請求した保険料を含みます。以下同様とします。）から未経過期間（失効した時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。この場合において、未払込保険料（年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差引いた額をいいます。以下同様とします。）があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還しまたは請求します。
⑥	次のいずれかに該当する規定により、保険契約が解除された場合 ア. 第5条（追加保険料の払込）(2) イ. 普通保険約款第3章基本条項第4条（2） ウ. 普通保険約款第3章基本条項第5条（2） エ. 普通保険約款第3章基本条項第12条（重大事由による解除）(1) オ. 普通保険約款第3章基本条項第14条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）(3)	年額保険料から未経過期間（解除の時以降の期間をいいます。）に対し日割をもって計算した保険料を返還します。この場合において、未払込保険料があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還しまたは請求します。
⑦	第6条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）(1)の規定により、この保険契約が解除された場合	既に払い込まれた保険料は返還しません。

	事由	保険料の返還または請求の方法
⑧	普通保険約款第3章基本条項第11条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により保険契約者が保険契約を解除した場合	<p>ア. 保険料が賃金を基礎とする場合においては、年額保険料から既経過期間（保険期間の初日から解除の時までの期間をいいます。以下同様とします。）中に保険証券記載の事業場のすべての被用者に支払った賃金総額に基づき算出した保険料を差し引いて、その残額を返還します。</p> <p>イ. 保険料が被用者数を基礎とする場合においては、年額保険料から既経過期間中の保険証券記載の事業場の平均被用者数に基づき既経過期間に対し普通保険約款別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。</p> <p>これらの場合において、未払込保険料があるときは、返還する保険料と未払込保険料の差額を返還または請求します。</p>

● 共同保険に関する特約条項

〈ご説明〉

この特約条項は、共同保険契約であるときに適用されます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独個別に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社の行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る変更手続き完了のお知らせの発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生のお知らせの通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

<ご利用いただけるサービス>

使用者賠償責任条項をセットした契約（2017年4月1日以降始期契約に限ります。）では、以下のサービスをご利用いただけます。

ストレスチェックサービス

- 内容：WEB上で従業員の皆様のストレスチェックを実施できます。回答終了後、従業員の皆様ご本人に結果がフィードバックされるので、従業員の皆様自身のストレスへの気付きを促すことができます。また、事業者様には、集団的に分析した結果を提供します。ストレスチェックの検査項目は、厚生労働省が使用を推奨している「職業性ストレス簡易調査票（57項目）」を使用しています。
- 利用方法：
 - ・利用にあたっては、事業者情報等を所定のフォームにご入力いただけます。
 - ・詳細は、代理店または弊社までお問い合わせください。
- ご利用にあたっての主な注意点：
 - ・ストレスチェックの検査項目等は、今後の法令の改正動向に応じて変更となる場合があります。
 - ・本サービスのご提供は、保険期間中に1回までとさせていただきます。
 - ・本サービスは、東京海上グループの東京海上日動メディカルサービス株式会社を通じてご提供します。



TOKIO MARINE
NICHIDO

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

本店 東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050
<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

 **0120-868-100**

受付時間：午前**9**時～午後**8**時（平日、土日祝とも）

※土日祝の受付時間は、2018年4月1日より午前**9**時～午後**6**時に変更となります。

D14-41390(5)修増201703
1401-ER07-07808-201702